

平成25年6月議会

分家住宅促進策として新規住宅の固定資産税の減額や免除など優遇税制を

広報とびしま別冊によると、この一年間に
生まれた子供 31人、なくなられた方 70人
転入者 177人、転出者 139人
前年に比べ 1人減となっています。
長期計画では将来人口を5千人と想定しています。
私の計算では、人口を5千人にするためには、現在より毎年10組以上の新婚世帯を増加させる
ことが必要で、その環境作りが課題となります。
自治体が企業誘致する場合は固定資産税の減額や免除などの税制優遇策を行うのが一般的です。
企業誘致と同じように、分家住宅促進策として新規住宅の固定資産税の減額や免除など優遇税制
をしてはどうか。

答弁者 村長

分家住宅促進策として新規住宅に対して、固定資産税の減額や免除をしてはどうかというご提案
ですが、現行税制において、新築一般住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のものについて、
120㎡までの税額を3年間2分の1とする減額制度がありますので、今のところのそれ以上の
優遇措置の創設は考えておりません。

上下水道などのインフラに補助金制度

飛島では分家住宅の建設に水道工事などに多大な費用がかかり、分家住宅が建てにくいのが現
状で、人口流出の要因にもなっている。
上下水道などのインフラに補助金制度を設けることにより分家住宅が建てやすくなり、飛島で生
まれ育った子が飛島に住める環境が整い、人口流出を防ぐ効果があると思われる。
また、こういった制度を現在進めている住宅開発に適用すれば売価を抑えることにもなり、優遇
税制も適用すれば住宅開発もスムーズに進展する効果もあると考えられるので是非、実現してい
ただい。

答弁者 村長

上下水道などのインフラ整備に関する補助制度は、宅地造成工事に伴う村道の側溝新設工事に
対して、側溝等新設工事費補助金を、かかる経費の補助率として50%、次に生活雑排水の処理
を行う合併浄化槽設置工事に対して、合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度として、
6人から7人槽で、最大55万2千円となっており、上水道に対する助成はしておりません。今
現在は、これ以上の補助は考えておりません

今後、さらに新たな住宅開発をするのか

現在進められようとしている住宅開発で増える人口は、一世帯4人平均50件とし、それが全
て村外から流入したとしても200人程度の増加です。
優遇税制や補助金を創設して分家住宅が増えたとしても、目標の5千人には不十分と思われます。
しかし、長期計画をみても住宅開発以外これといった人口増進策が見あたりません。
今後、さらに新たな住宅開発をするのかおたずねします。
鳥羽市では人口増加策として
新規住宅に50万円、高校の通学費や下宿代の補助等がされています。
飛島村として、人口を増やす有効な具体的な方策があればお聞かせください。

答弁者 村長

今回の事業効果や今後の人口推移などを見極めながら、判断する。

第4次総合計画では、将来人口を5千人と定めており、現在、愛知県地区計画ガイドラインに基づき、渚地区で新規住宅開発を進めております。

ご指摘のとおり渚地区の開発だけでは、将来人口5千人の達成は難しいと考えておりますが、現在進めております渚地区での新規住宅開発が、目標達成の第一歩であります。

従いまして、新たな住宅開発事業につきましては、今回の事業効果や今後の人口推移などを見極めながら、判断してまいりたいと考えております。

新規住宅に対する直接的な助成制度以外の人口増加策につきましては、現在、村で取り組んでおります、福祉・教育分野を始めとする各種助成事業が、間接的ではありますが人口増加策として効果が見込める事業と考えております。今後も、助成事業を継続しながら、その効果を検証していく必要があると考えております。

学校に顧問弁護士を

教員による体罰が大きく取り上げられるようになりました。

昔なら、子供が先生に殴られると殴られた子供の方に問題があると思われていましたが最近では理由に関係なく教師の責任になります。

逆に父兄や子供との関係に悩みノイローゼで学校に出てこなくなったり止める教師が多くなったとも聞きます。

学校内や父兄のこういった問題に弁護士が関与することにより、先生も教育に集中でき、父兄も安心して学校へ行かせることができます。

現在、村が契約している顧問弁護士を学校まで拡大してはと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

答弁者 村長

村の顧問弁護士に法律相談等の対応をしてもらいます。

予見できない事故が発生した際の責任問題もあり、負担が増えているのが現状であります。

体罰は、昨年度の調査において飛鳥学園では、発生していないことを確認しております。

他の学校では教員による体罰が問題となっており、指導的な見地から、ある程度の体罰が許容される時代もありましたが、現在は、体罰は生徒の自発性・積極性を委縮させるばかりでなく、人権の軽視、侵略にもつながるものだけに、どのような理由においても、厳しく排除されなければならないと考えています。

また、一部の保護者からは通常では考えられない要求が出されることがあります。しかし、他の大部分の生徒に不利益が生じないよう、学校では公平性を第一として、毅然とした対応をお願いしています。

このような中で、心身にストレスを抱える先生方が増え、全国的に休職や退職を余儀なくされる方が年々増加しているようです。

先生には大きなストレスがかかる場合もあり、学校と教育委員会だけでなく、村全体で支えていくことが大切であり、将来の飛鳥村を担う子どもたちに質の高い教育を提供するために、先生方が教育に集中できる環境を整えることは私たちの責務であると考えています

しかし、学校という特別で限定的な環境では、先生方の努力だけでは解決しない問題がおきやすく、また、教育委員会の現行制度では、政治的な中立性や継続性、安定性を確保する見地から、学校には村長の指揮命令が及ばないものであり、どのように行政が関わっていくべきか、法的にも整理した上で支援していく必要があります。

そこで、学校にも顧問弁護士をおくことで客観的かつ法的に問題のない視点から、より公平で公正な学校運営を確保するとともに、先生方が教育に集中できる環境を作ってはいかがか、というご提案をいただいたものと思います。顧問弁護士ということについては、本村では、既に顧問弁

護士を置いておりますので、学校の問題についても、村の顧問弁護士に法律相談等の対応をしてもらいます

水疱瘡・おたふくかぜ・インフルエンザの予防接種を高校まで無料化を

飛島では高校まで医療費が無料化されています。

水疱瘡やおたふくかぜの予防接種は就学前の子供にするもので、毎年するものではありません。風疹の助成制度をもうけるのであれば、この機に従来無料であった予防接種を高校まで無料してはどうかと思います。

高校までの医療費の無料化は飛島独自のものです。

今回、風疹と同じような性格を持つ水疱瘡・おたふくかぜとともにインフルエンザの予防接種を高校まで無料化を実現してください。

答弁者 村長

社会状況を十分見極めながら判断し、改めて検討する。

飛島村では、みずぼうそう、おたふくかぜ、65歳未満のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌の予防接種については、任意予防接種として接種費用の一部助成を行っております。

みずぼうそう 及び おたふくかぜにつきましては、愛知県内では、飛島村を含め5市町村のみが実施しております。

平成24年度の予防接種費用の助成件数として、みずぼうそう；15件、おたふくかぜ；6件、インフルエンザ；427件、高齢者肺炎球菌；28件でございます。任意予防接種費用の助成をするにあたりましては、

従来から海部・津島地区市町村と海部医師会及び津島医師会との調整を図りながら進めておりますので、今後の予防接種費用の助成については、社会状況を十分見極めながら、見直しする時期であると判断したならば、改めて検討させていただきたいと思います。